

ひとり親家庭等医療費助成制度 所得制限額
(医療証の有効期間 令和7年1月1日～12月31日)

扶養親族の数	本人	孤児の養育者 配偶者 扶養義務者
0人	2,080,000円	2,360,000円
1人	2,460,000円	2,740,000円
2人	2,840,000円	3,120,000円
3人	3,220,000円	3,500,000円
4人目以降	1人増すごとに380,000円を加算	
16歳～19歳未満の控除対象扶養親族 および特定扶養親族	1人につき 150,000円	
老人扶養	1人につき 100,000円	1人につき 60,000円※

※扶養義務者等の老人扶養加算は、扶養親族が老人扶養のみのときは2人目からの加算

***所得から控除できるもの**

	受給者	受給者（養育者） 扶養義務者等
社会保険料相当額（一律）	80,000円	80,000円
障害・勤労学生控除	270,000円	270,000円
特別障害控除	400,000円	400,000円
寡婦控除		270,000円
ひとり親控除		350,000円
雑損・医療費・配偶者特別 ・小規模企業等掛金	控除相当額	控除相当額